

（注）備考欄は省略。下線部分が改訂部分。

（ 現 行 ）			（ 改 訂 後 ）		
項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容	項 目	法 令 等 項 目	法 令 等 の 内 容
証券会社及び その役職員が 遵守すべき具 体的な法令	(2) 有価証券の取引等に関する法規制の概要	1. ～7. （略） 8. インサイダー取引の禁止（証券取引法第 166条） （略） 一. ～五 （略） 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。 一. 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。 イ. 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。二において同じ。） 、 <u>転換社債及び新株引受権付社債</u> の発行 ロ. ～ワ. （略） 二. ～四. （略） ○ 親会社（証券取引法施行令第29条の3） 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一. <u>新株引受権</u> （優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が <u>当該新株引受権</u> を行使することにより株券（優先出資証券を含む。）を取得する場合 二. <u>転換社債</u> を有する者が <u>その転換の請求</u> により株券を取得する場合 二の二. ～五 （略） 六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（ <u>転換社債券及び新株引受権付社債券</u> を除く。）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。） 七. ・八 （略）	証券会社及び その役職員が 遵守すべき具 体的な法令	(2) 有価証券の取引等に関する法規制の概要	1. ～7. （略） 8. インサイダー取引の禁止（証券取引法第 166条） （略） 一. ～五 （略） 前項に規定する業務等に関する重要事実とは、次に掲げる事実（第一号、第二号、第五号及び第六号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準に該当するものを除く。）をいう。 一. 当該上場会社等の業務執行を決定する機関が次に掲げる事項を行うことについての決定をしたこと又は当該機関が当該決定（公表がされたものに限る。）に係る事項を行わないことを決定したこと。 イ. 株式（優先出資法に規定する優先出資を含む。二において同じ。） 、 <u>新株予約権付社債</u> の発行 ロ. ～ワ. （略） 二. ～四. （略） ○ 親会社（証券取引法施行令第29条の3） 第一項及び第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。 一. <u>新株予約権</u> （優先出資法に規定する優先出資引受権を含む。以下この号において同じ。）を有する者が <u>当該新株予約権</u> を行使することにより株券（優先出資証券を含む。）を取得する場合 二. <u>新株予約権付社債</u> を有する者が <u>その予約権の行使</u> により株券を取得する場合 二の二. ～五 （略） 六 第二条第一項第四号に掲げる社債券（ <u>新株予約権付社債券</u> を除く。）その他の政令で定める有価証券に係る売買等をする場合（内閣府令で定める場合を除く。） 七. ・八 （略）